



# 島根県報

平成30年3月16日（金）

第2,988号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【規 則】

島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を  
改正する規則 (情報政策課) 2

島根県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則 (審査指導課) 2

### 【告 示】

換地処分（4件） (農村整備課) 3

保安林予定森林にする旨の通知の取消し (森林整備課) 4

保安林予定森林（2件） ( " ) 4

指定施業要件の変更予定保安林（2件） ( " ) 5

指定漁船調書の縦覧 (水産課) 6

大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗廃止の届出（2件） (中小企業課) 7

車両制限令の規定による道路の指定（2件） (道路維持課) 8

島根県屋外広告物条例の規定により知事が定める区域又は地域の一部改正 (都市計画課) 8

### 【公 告】

肥料の登録の更新 (農産園芸課) 8

平成29年度後期技能検定試験の合格者 (雇用政策課) 9

都市計画変更の図書の縦覧 (下水道推進課) 12

### 【特定調達公告】

島根県企業局三代浄水場で使用する電力の供給に係る一般競争入札の相手方等 (企業局総務課) 12

### 【公安規則】

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 (警察本部) 12

島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 ( " ) 13

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一  
部を改正する規則 ( " ) 14

島根県地方警察職員組織別定員に関する規則の一部を改正する規則 ( " ) 15

### 【公安告示】

島根県警備業法施行細則の規定による医師の指定 (警察本部) 15

銃砲刀剣類所持等取締法の規定に基づく医師の指定に関する規則の規定による医  
師の指定 ( " ) 15

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第41条の2に規定する医師の  
指定に関する規則の規定による医師の指定 ( " ) 16

## 公布された条例等のあらまし

### ◇島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第9号）

#### 1 規則の概要

- (1) 毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則の施行等に伴う規定の整備（別表関係）
- (2) 建築士法施行細則の規定による建築士事務所の登録の証明の申請について、オンライン等を利用して行わせ、又は行う手続等から削ることとした。（別表関係）

#### 2 施行期日

平成30年4月1日から施行することとした。ただし、1の(2)については、公布の日から施行することとした。

### ◇島根県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（規則第10号）

#### 1 規則の概要

- (1) 証紙による収入の方法により徴収する使用料等から松江保健所長が受理する申請等に係る手数料を除くこととした。（別表第1関係）
- (2) その他規定の整備

#### 2 施行期日

平成30年4月1日から施行することとした。

## 規 則

島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 島根県規則第9号

島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成16年島根県規則第70号）の一部を次のように改正する。

別表毒物及び劇物取締法施行細則（昭和51年島根県規則第51号）の項を次のように改める。

毒物劇物取扱者試験規程（昭和26年島根県告示第200号）	第12条第1項	毒物劇物取扱者試験合格証の書換え交付の申請
	第12条第2項	毒物劇物取扱者試験合格証の再交付の申請

別表建築士法施行細則（昭和25年島根県規則第111号）の項を削る。

#### 附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別表建築士法施行細則（昭和25年島根県規則第111号）の項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

島根県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 島根県規則第10号

## 島根県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

島根県収入証紙条例施行規則（昭和39年島根県規則第58号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項第2号中「政治資金規正法関係手数料」の次に「並びに松江保健所長が受理する申請その他の行為（以下「申請等」という。）に係る手数料」を加え、同項第7号から第9号までの規定中「手数料」の次に「（松江保健所長が受理する申請等に係る手数料を除く。）」を加え、同項第10号中「試験」を削り、「手数料」の次に「（松江保健所長が受理する申請等に係る手数料を除く。）」を加え、同項第11号から第17号までの規定中「手数料」の次に「（松江保健所長が受理する申請等に係る手数料を除く。）」を加える。

## 附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

---

**告 示**

---

**島根県告示第139号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成30年3月1日付けで県営土地改良事業に係る佐田地区（八幡原川工区）の換地処分をしたので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成30年3月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

---

**島根県告示第140号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成30年2月26日付けで県営土地改良事業に係る佐田地区（飯栗東村工区）の換地処分をしたので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成30年3月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

---

**島根県告示第141号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成30年2月26日付けで県営土地改良事業に係る佐田地区（反辺工区）の換地処分をしたので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成30年3月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

---

**島根県告示第142号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成30年3月1日付けで県営土地改良事業に係る邑南地区（高水工区）の換地処分をしたので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成30年3月16日

---

**島根県告示第143号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を取り消す旨の通知を受けたから、告示する。

平成30年3月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 取り消された通知に係る告示番号  
平成29年島根県告示第654号
- 2 取り消された通知に係る保安林予定森林の所在場所  
大田市温泉津町福光ハ1431-1、ハ1730

**島根県告示第144号**

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年3月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所  
浜田市旭町都川1437-3、2613-9、2613-21、2615-3
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
浜田市旭町都川1437-3・2613-9・2615-3（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**島根県告示第145号**

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年3月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所

雲南市大東町上久野1823-1

2 指定の目的

水源の涵養<sup>かん</sup>

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

**島根県告示第146号**

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年3月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

浜田市三隅町折居1196-1、1197-1、1198-1、1199-1、1211、1226-2、1227-1、1230-1、1231-1、1319-2から1319-4まで、1319-6、1319-8、1320-3から1320-6まで、1363から1368まで、1370から1373まで、1374-1、1320-26、1320-28、1320-30、1320-34

2 保安林として指定された目的

魚つき

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

**島根県告示第147号**

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年3月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

浜田市三隅町古市場2070-1から2070-3まで、2762

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

島根県告示第148号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成30年 3月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 (1) 届出事項

ア 発起人の住所及び氏名

出雲市小伊津町1548 金築義信

〃 塩津町236 松村宏美

〃 坂浦町530-1 郷原豊美

イ 加入区

平田市加入区

ウ 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

漁業協同組合 J F しまね

(2) 指定漁船調書の縦覧

ア 縦覧期間

告示の日から15日間

イ 縦覧場所

漁業協同組合 J F しまね

2 (1) 届出事項

ア 発起人の住所及び氏名

松江市鹿島町御津462-4 小笹伸明

〃 474 金崎幸徳

〃 889-1 佐々木伸幸

イ 加入区

御津加入区

ウ 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

漁業協同組合 J F しまね

(2) 指定漁船調書の縦覧

## ア 縦覧期間

告示の日から15日間

## イ 縦覧場所

漁業協同組合 J F しまね

**島根県告示第149号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による届出があったので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

平成30年 3月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社正直屋 島根県益田市駅前町30番28号

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社正直屋 代表取締役 田中 正明 島根県益田市駅前町30番28号

## (3) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

1,202平方メートル

## (4) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

519平方メートル

## (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日

平成19年10月31日

## 2 届出年月日

平成30年 3月 5日

**島根県告示第150号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による届出があったので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

平成30年 3月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

有限会社川島商店 島根県大田市大田町大田イ380番地 5

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

川島 信子 島根県大田市大田町大田イ382-1

## (3) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

1,204平方メートル

## (4) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

0平方メートル

## (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日

平成12年 9月30日

## 2 届出年月日

平成30年3月5日

## 島根県告示第151号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第2条第1項の規定により告示する。

平成30年3月16日

島根県知事 溝口善兵衛

## 1 路線名及び区間

道路の種類	路線名	区間
県道	池田久手停車場線	大田市朝山町朝倉字下田ノ口279番5地先から同字城蓮738番1地先まで

## 2 指定期日

平成30年3月18日

## 島根県告示第152号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第2条第1項の規定により告示する。

平成30年3月16日

島根県知事 溝口善兵衛

## 1 路線名及び区間

道路の種類	路線名	区間
県道	池田久手停車場線	大田市朝山町朝倉字下田ノ口279番5地先から同字城蓮738番1地先まで

## 2 指定期日

平成30年3月18日

## 島根県告示第153号

島根県屋外広告物条例の規定により知事が定める区域又は地域（昭和49年島根県告示第251号）の一部を次のように改正し、平成30年3月18日から施行する。

平成30年3月16日

島根県知事 溝口善兵衛

4中「安来市と松江市との境界線まで」の次に「、大田朝山インターチェンジから大田中央・三瓶山インターチェンジまで」を加える。

## 公 告

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録を更新したので、同法第16条第1項

の規定により公告する。

平成30年3月16日

島根県知事 溝口 善兵衛

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録有効期限
島肥登第 406号	乾燥菌体肥料	7.0乾燥酵 母肥料3号	窒素全量 7.0	公定規格のと おり	日本製紙株式会社 東京都北区王子一丁目4番1号	平成33年 3月29日

平成29年度後期技能検定試験の合格者は、次のとおりである。

平成30年3月16日

島根県知事 溝口 善兵衛

#### 特級技能検定

##### 鋳造

A甲0001

##### 金属熱処理

B0003

##### 機械加工

B0003

#### 1級技能検定

##### さく井（ロータリー式さく井工事作業）

A甲0002 A甲0004 A甲0005 B0001 C0001

##### 建築板金（内外装板金作業）

D0001

##### 工場板金（機械板金作業）

B0002 C0001

##### 機械検査（機械検査作業）

A甲0002 A甲0003 C0003

##### 電気機器組立て（シーケンス制御作業）

A甲0002

##### 空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）

A甲0002

##### 油圧装置調整（油圧装置調整作業）

B0001 C0001 C0002 C0003

##### 農業機械整備（農業機械整備作業）

A甲0003 A甲0004 C0001

##### 冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）

B0001 B0002 C0001 C0002

##### 菓子製造（和菓子製造作業）

B0001

##### 建築大工（大工工事作業）

A甲0002 A甲0008 A甲0010 C0001

かわらぶき (かわらぶき作業)

A甲0001 C0004

配管 (建築配管作業)

A甲0001 A甲0005 A甲0007 A甲0009 B0002 C0001 C0003

型枠施工 (型枠工事作業)

A甲0001 A甲0002 A甲0003 C0001

鉄筋施工 (鉄筋施工図作成作業)

C0001 C0003

鉄筋施工 (鉄筋組立て作業)

B0006 C0001

コンクリート圧送施工 (コンクリート圧送工事作業)

A甲0002 C0001

防水施工 (合成ゴム系シート防水工事作業)

C0001 C0002

防水施工 (塩化ビニル系シート防水工事作業)

A甲0001 A甲0003 C0002 C0003 C0004 C0005 C0006 C0007

ガラス施工 (ガラス工事作業)

A甲0003 A甲0006 B0001 C0001 C0002 C0004

機械・プラント製図 (機械製図CAD作業)

A甲0001 A甲0002 A甲0003

塗装 (鋼橋塗装作業)

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0004 A甲0005 A甲0006 B0001 C0001 C0002 C0003

C0004 C0005 D0001

#### 単一等級技能検定

樹脂接着剤注入施工 (樹脂接着剤注入工事作業)

A甲0002 A甲0004 A甲0005 C0001 C0002

#### 2級技能検定

さく井 (ロータリー式さく井工事作業)

A甲0003 A甲0006 A甲0007 A甲0008 A甲0009 C0001 C0002

工場板金 (機械板金作業)

A甲0001

機械検査 (機械検査作業)

A甲0002 A甲0004 A甲0005 C0002 C0003 C0007 C0009

電気機器組立て (シーケンス制御作業)

A甲0001 A甲0005 C0001

空気圧装置組立て (空気圧装置組立て作業)

A甲0001

油圧装置調整 (油圧装置調整作業)

A甲0001 A甲0002 A甲0004

## 農業機械整備（農業機械整備作業）

A甲0002 A甲0004 A甲0006 C0001 C0003

## 冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）

A甲0004 A甲0005 A甲0006 A甲0007 B0004

## 建築大工（大工工事作業）

A甲0004 A甲0008 A甲0010 A甲0011 A甲0012 A甲0013 A甲0014 B0003

## かわらぶき（かわらぶき作業）

A甲0001 A甲0002 C0004

## 配管（建築配管作業）

A甲0001 A甲0008 A甲0009 A甲0012 B0003 B0004 B0008 B0009 B0011 B0013  
C0002 C0003

## 型枠施工（型枠工事作業）

A甲0002 A甲0004 B0001

## 鉄筋施工（鉄筋組立て作業）

A甲0001 A甲0002 C0001 C0002

## コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）

B0001 C0001

## 機械・プラント製図（機械製図CAD作業）

C0002

## 金属材料試験（機械試験作業）

A甲0001

## 金属材料試験（組織試験作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0004 B0001

## 塗装（鋼橋塗装作業）

A甲0001 A甲0003

## 3級技能検定

## 機械加工（普通旋盤作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0005 C0001

## 機械検査（機械検査作業）

A甲0003 A甲0006 A甲0009 A甲0010 A甲0011 A甲0014 A甲0015 A甲0016 A甲0017 A甲0020  
A甲0021 A甲0022 A甲0024 A甲0025 A甲0027 A甲0028 A甲0030 A甲0031 A甲0032 A甲0033  
C0001

## 電気機器組立て（シーケンス制御作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0005

## 建築大工（大工工事作業）

A甲0001 A甲0006 A甲0007 A甲0008 A甲0009 A甲0010 A甲0011 A甲0013 A甲0014 A甲0016  
A甲0017 A甲0019 A甲0020 A甲0021 A甲0022 A甲0023 A甲0024 A甲0026 A甲0028 A甲0031  
A甲0032 A甲0033 A甲0035 A甲0036 A甲0037 A甲0038 A甲0039 A甲0040 A甲0041 A甲0042  
A甲0043 B0001 C0001 C0002 C0003

## 配管（建築配管作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0004 A甲0007 A甲0008 A甲0009 A甲0010 A甲0011

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成30年 3月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類  
西郷都市計画下水道
- 2 縦覧場所  
島根県土木部下水道推進課

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成30年 3月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 調達件名及び数量  
島根県企業局三代浄水場で使用する電力の供給 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地  
島根県企業局総務課 島根県松江市殿町8番地
- 3 落札者を決定した日  
平成30年 2月 8日
- 4 落札者の氏名及び住所  
関西電力株式会社 代表取締役 岩根 茂樹 大阪府大阪市北区中之島三丁目6番16号
- 5 落札金額  
101,057,483円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日  
平成29年12月15日

## 公 安 委 員 会 規 則

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3月16日

島根県公安委員会委員長 山 口 美 紀

### 島根県公安委員会規則第1号

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

島根県道路交通法施行細則（昭和55年島根県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2一般国道9号（松江道路）の項の次に次のように加える。

一般国道9号（朝山大田道路）	大田市朝山町朝倉字下田ノ口925番先から大田市久手町刺鹿字松ノ前764番1先まで
----------------	--

別表第2一般県道吉田掛合インター線の項の次に次のように加える。

一般県道 池田久手停車場線	大田市朝山町朝倉字下田ノ口279番5先から大田市朝山町朝倉字城蓮738番1先まで
---------------	--

#### 附 則

この規則は、平成30年3月18日から施行する。

島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月16日

島根県公安委員会委員長 山 口 美 紀

### 島根県公安委員会規則第2号

島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

島根県警察の組織に関する規則（平成7年島根県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第4号中「（拳銃を除く。第9条の2において同じ。）」を削る。

第10条の6第2項第3号を削る。

第14条第10号を次のように改める。

(10) 人身安全対策室に関する事。

第14条第11号から第13号までを削る。

第17条の2を第17条の3とし、第17条の次に次の1条を加える。

（人身安全対策室）

**第17条の2** 少年女性対策課に、人身安全対策室を附置する。

2 人身安全対策室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）の施行に関する事。
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）の施行に関する事。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、行方不明、虐待その他人身の安全を確保する必要の認められる事案の対処に関する事。
- (4) 子ども及び女性を対象とする性的犯罪等の未然防止に関する事。

第33条中「2課」を「3課」に、  

「警備第一課 警備第二課」	「公安課 外事課」
------------------	--------------

を 警備課 に改める。

第34条（見出しを含む。）中「警備第一課」を「公安課」に改め、同条第2号中「関すること」の次に「（外事課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第3号中「捜査」を「取締り」に改め、「関すること」の次に「（外事課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第35条（見出しを含む。）中「警備第二課」を「警備課」に改め、同条に次の1号を加える。

(6) 警衛準備室に関する事。

第35条の次に次の1条を加える。

（外事課）

**第35条の2** 外事課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 外国人に係る警備情報の収集及び整理その他外国人に係る警備情報に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、外国人又はその活動の本拠が外国に在る日本人によるテロリズム（広く恐怖又は不安を抱かせることによりその目的を達成することを意図して行われる政治上その他の主義主張に基づく暴力主義的破壊活動をいう。）に関する警備情報の収集及び整理その他これらの活動に関する警備情報に関すること。
- (3) 電気通信回線を通じて行われる電子計算機に対する不正な活動に関する警備情報の収集及び整理その他当該活動に関する警備情報に関すること。
- (4) 次に掲げる犯罪の取締りに関すること。

ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に規定する犯罪

イ 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）及び関税法（昭和29年法律第61号）に規定する犯罪のうち国際的な平和及び安全の維持に係るもの

ウ 警備犯罪で外国人に係るもの及び前2号に規定する活動に関するもの

第36条の2を削り、第36条の3第1項中「警備第二課」を「警備課」に改め、同条を第36条の2とし、同条の次に次の1条を加える。

（警衛準備室）

**第36条の3** 警備課に、警衛準備室を附置する。

2 警衛準備室においては、第71回全国植樹祭に伴う警衛に関する事務をつかさどる。

第50条の次に次の1条を加える。

（人身安全対策室長）

**第50条の2** 人身安全対策室に、室長を置く。

2 室長は、警視の階級にある警察官をもって充てる。

3 室長は、人身安全対策室の事務をつかさどる。

第51条の3の次に次の1条を加える。

（刑事司法対応管理官）

**第51条の4** 本部の刑事企画課に、刑事司法対応管理官を置く。

2 刑事司法対応管理官は、警視の階級にある警察官をもって充てる。

3 刑事司法対応管理官は、刑事司法制度に関する指導及び教養に関する事務をつかさどる。

第58条を削り、第58条の2第1項中「警備第一課」を「公安課」に改め、同条を第58条とする。

第59条の次に次の1条を加える。

（警衛準備室長）

**第59条の2** 警衛準備室に、室長を置く。

2 室長は、警視の階級にある警察官をもって充てる。

3 室長は、警衛準備室の事務をつかさどる。

#### 附 則

この規則は、平成30年3月29日から施行する。ただし、第51条の3の次に1条を加える改正規定は、同月23日から施行する。

---

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月16日

島根県公安委員会委員長 山口美紀

---

**島根県公安委員会規則第3号**

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則（平成17年島根県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

本則の表出雲警察署多伎駐在所の項の次に次のように加える。

出雲警察署佐田駐在所	出雲市佐田町八幡原	出雲市佐田町
------------	-----------	--------

本則の表出雲警察署窪田駐在所の項及び出雲警察署須佐駐在所の項を削る。

**附 則**

この規則は、平成30年3月29日から施行する。

島根県地方警察職員組織別定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月16日

島根県公安委員会委員長 山 口 美 紀

**島根県公安委員会規則第4号**

島根県地方警察職員組織別定員に関する規則の一部を改正する規則

島根県地方警察職員組織別定員に関する規則（昭和36年島根県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

本則第2項の表を次のように改める。

本部署別	警 察 官						警察官 以外の 職 員	合 計
	警 視	警 部	警部補	巡 査 部 長	巡 査	計		
警察本部	51	80	146	98	141	516	222	738
警 察 署	22	69	229	311	365	996	101	1,097
計	73	149	375	409	506	1,512	323	1,835

**附 則**

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

**公 安 委 員 会 告 示****島根県公安委員会告示第28号**

島根県警備業法施行細則（昭和58年島根県公安委員会規則第1号）第6条第1項の規定により次の医師を指定したので、同規則第7条の規定により告示する。

平成30年3月16日

島根県公安委員会委員長 山 口 美 紀

医師の氏名	勤務する病院の名称	病院の所在地	指定期間
竹下 久由	社会医療法人昌林会 安来第一病院	島根県安来市安来町899番地1	平成30年4月1日から平成33年3月31日まで
佐藤 正保	さとうクリニック	島根県出雲市平田町989番地1	平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

**島根県公安委員会告示第29号**

銃砲刀剣類所持等取締法の規定に基づく医師の指定に関する規則（平成21年島根県公安委員会規則第7号。以下「規則」という。）第2条第1項及び第2項の規定により次のとおり医師を指定したので、規則第4条の規定により告示する。

平成30年3月16日

島根県公安委員会委員長 山口美紀

1 規則第2条第1項の規定による医師の指定

医師の氏名	勤務する病院の名称	病院の所在地	指定期間
長濱 道治	島根大学医学部附属病院	島根県出雲市塩冶町89番地1	平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

2 規則第2条第2項の規定による医師の指定

医師の氏名	勤務する病院の名称	病院の所在地	診断の対象者	指定期間
竹下 久由	社会医療法人昌林会安来第一病院	島根県安来市安来町899番地1	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条第1項第3号に規定する政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第8条第3号に定める病気を除く。）にかかっている者並びに法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者に該当しているかどうかを調査する必要がある者	平成30年4月1日から平成33年3月31日まで
宮岡 剛	島根大学医学部附属病院	島根県出雲市塩冶町89番地1		
佐藤 正保	さとうクリニック	島根県出雲市平田町989番地1		
田中 新一	心療内科田中クリニック	島根県浜田市市長沢町3156番地		
有田 茂夫	隠岐広域連合立隠岐病院	島根県隠岐郡隠岐の島町城北町355番地		
竹下 久由	社会医療法人昌林会安来第一病院	島根県安来市安来町899番地1		
瀬島 斉	松江赤十字病院	島根県松江市母衣町200番地		
長濱 道治	島根大学医学部附属病院	島根県出雲市塩冶町89番地1	介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2に規定する認知症である者に該当しているかどうかを調査する必要がある者	

島根県公安委員会告示第30号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第41条の2に規定する医師の指定に関する規則（平成21年島根県公安委員会規則第11号）第2条第1項の規定により次の医師を指定したので、同規則第4条の規定により告示する。

平成30年3月16日

島根県公安委員会委員長 山口美紀

医師の氏名	勤務する病院の名称	病院の所在地	指定期間
竹下 久由	社会医療法人昌林会安来第一病院	島根県安来市安来町899番地1	平成30年4月1日から平成33年3月31日まで
佐藤 正保	さとうクリニック	島根県出雲市平田町989番地1	平成30年4月1日から平成33年3月31日まで